

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 株式会社マエダ  
 住所 大和郡山市額田部寺町15番地の1  
<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 代表取締役 前田憲彦  
 電話番号 0743-56-5106  
 FAX番号 0743-56-9050  
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 27 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

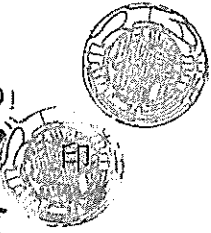
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1

届出者 株式会社マエダ  
代表取締役 前田憲彦



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任  
解任  
の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社マエダ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
前田 能彦	第135916号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一三五九一六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

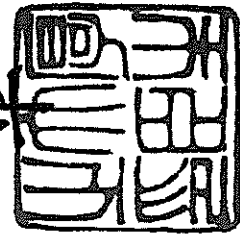
氏名 前田 能 孝

昭和五十年十一月十四日生

水道法(昭和五十年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十二年一月二十七日

厚生大臣 宮下 創



大藏省印刷局印刷

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1

届出者 株式会社マエダ  
代表取締役 前田憲彦



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社マエダ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
まへだ けいこ 前田 桂子	第270104号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二七〇一〇四号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 前田 桂子

昭和五十五年一月七日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

